

## 福祉タクシー、はり・きゅう等 施術費利用券助成申請の受付を始めます

平成30年4月以降、「福祉タクシー」および「はり・きゅう等  
施術費」の助成制度を利用される場合は手続きが必要となります。  
4月以降も引き続き利用を希望される方、また、これから利  
用をしようとする方は、利用申請書を提出してください。（現在  
使用中の福祉タクシー券、はり・きゅう等施術料金割引証は4  
月以降利用できなくなります。）

### 福祉タクシー利用の助成

高齢者または障害者の社会  
参加の促進や通院等に利用し  
ていただき、健康の増進を図  
ることを目的に、町内タク  
シーの利用料の一部（基本料  
金）を助成する制度です。

#### ■利用対象者

身体障害者手帳1～4級、  
療育手帳A・B、精神障害者  
保健福祉手帳1～3級をお持ち  
の方および満80歳以上の方

#### ■交付枚数

人工透析患者・・・年間48枚  
身体障害者等・・・年間24枚  
満80歳以上・・・年間12枚

#### ■内容

町内のタクシー業者を利用  
した場合に限り、基本料金を  
助成します。

の施術費の一部を助成する制  
度です。

#### ■利用対象者

満65歳以上の方

#### ■交付枚数

最大で年間48枚（1カ月4  
枚）

#### ■内容

町の指定する施術所で、は  
り・きゅう等の施術を行った  
場合に、1回につき、1術の  
場合に700円、併術の場合  
に800円を助成します。

#### ■有効期限

4月1日～平成31年3月31  
日

#### ■申請手続き

#### ○場所

各総合支所窓口、各出張所、  
福祉課（たちばなケアプラザ  
内）

#### ○持参するもの

身体障害者手帳  
療育手帳  
精神障害者保健福祉手帳  
印鑑

◎4月からご利用になりたい  
方は平成30年3月14日(水)まで  
に申請してください。

#### ■問い合わせ

福祉課

☎0820(77)5505

## 保育料について

### 公平性を確保するために

安定した保育所の運営のため、運営経費は国や地方公共団体が負担しているほか、受益者である保護者もその一部を保育料として負担していただいています。

保育料の納期限は、毎月末日、12月のみ25日（土日祝日の場合は翌日以降の最初の平日）となっています。また、町では口座振替以外の方の保育料は、入所している町内の各保育所に徴収を委託しています。

納期限内に納入がなかった場合は、町から督促状や催告書を発送し、電話や訪問による納入指導を行います。それでも納入のない場合は、財産の差し押さえ等を行うことがあります。

町では福祉課および税務課徴収対策班において、個別の滞納者に対する相談体制および納付指導を強化しています。

保育料の滞納は、納期限内に納めていただいている大多数の保護者との公平性を欠くこととなります。保育料は納期限内にきちんと納めましょう。

■問い合わせ 福祉課民生福祉班 ☎0820(77)5505  
税務課徴収対策班 ☎0820(74)1031

